

令和5年横審第30号

裁 決
旅客船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生 of 年月日時刻及び場所
令和4年12月17日19時40分
千葉港千葉第4区
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 旅客船A
総 ト ン 数 18トン
全 長 14.82メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 530キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、船体中央部に客室を配し、同室上方にフライングブリッジを備え、旅客不定期航路事業に従事して千葉港内を周遊する、最大搭載人員が旅客30人及び船員3人の軽合金製旅客船兼作業船で、フライングブリッジ中央やや左舷寄りに舵輪、その後方に操縦席、舵輪左舷側に機関回転計等の各種計器類、舵輪右舷側にGPSプロッター及び機関遠隔操縦レバーをそれぞれ備えていた。

ところで、前示GPSプロッターは、測深機能を有しており水深を表示させることが可能であった。

(2) 養老川河口の状況

養老川は、千葉港千葉第4区に注ぎ、その河口の右岸に北西方向に延びる長さ約640メートルの五井防波堤が築造され、その南方に2メートルの等深線が、岸線に沿ってほぼ南北方向に延びており、その東方に浅所（以下「養老川浅所」という。）が拡張していた。

(3) a 受審人の経歴

a 受審人は、（一部省略）A等に船長として乗船し、千葉港の遊覧経験が数回あった。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか1人が乗り組み、添乗員4人及び旅客11人を乗せ、夜景観賞遊覧の目的で、船首0.8メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和4年12月17日19時00分千葉港千葉第3区を発し、同港千葉第4区北東部に向かった。

a 受審人は、GPSプロッターをコースアップ表示として水深を表示させないで作動させ、千葉港千葉第3区を南下したのち、19時33分僅か前千葉港五井防波堤灯台（以下「五井灯台」という。）

から272度800メートルの地点で、針路を170度に定め、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、周遊の折り返し地点に達したので、19時36分僅か前五井灯台から227度950メートルの地点で、速力を6.0ノットに減じ、緩やかに左回頭を始めた。

左回頭を始めたとき、a 受審人は、養老川浅所まで760メートルとなり、その後同浅所に向かう状況となったが、回頭する前に左舷方を目視して海域が広く開いているので、無難に回頭できるものと思い、GPSプロッターに水深を表示させて浅所との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、養老川浅所に向かって続航し、19時40分五井灯台から175度750メートルの地点において、Aは、船首が050度を向いたとき、原速力のまま、養老川浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで、風力3の北風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、両舷推進器翼、右舷推進器軸及び右舷舵に曲損を生じたが、のちに修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、千葉港千葉第4区において、周遊中に帰航する際、船位の確認が不十分で、養老川浅所に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、千葉港千葉第4区において、周遊中に帰航する場合、GPSプロッターに水深を表示させて浅所との相対位置関係を確認

するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、
同人は、回頭する前に左舷方を目視して海域が広く開いているので、無
難に回頭できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の
過失により、養老川浅所に向かう状況に気付かないまま進行して乗揚を
招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、
同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か
月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 3 月 13 日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔